

佐呂間町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

本町においては、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、技能労務職員を含めた全職員の給与等についての公表を実施しているところですが、今後も技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえた給与の適正化を図るため、取組方針を策定しました。

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与月額等のデータ

職 種	職員数	平均年齢	勤続年数	平均給料月額	平均給与月額
全 体	5 人	54.7 歳	26.6 年	* 円	* 円
自動車運転手	4	55.1	29.7	385,700	417,400
その他労務職	1	53.0	14.0	*	*

「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 民間従業員の職種ごとの平均年齢・平均給与月額のデータ

職 種	平均年齢	平均給与月額	年収ベース
自家用乗用自動車運転手	50.6 歳	257,200 円	3,405,700 円
用務員	53.9 歳	225,900 円	3,227,400 円

自家用乗用自動車運転手のデータは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査（北海道分）の直近3ヶ年（平成17年～平成19年）の平均数値です。

用務員は、都道府県別データが公表されていないため、全国計のデータです。

本町の技能労務職員と職種及び平均年齢が異なるため、単純には比較できません。

(3) 職種ごとの年齢別の人数

区 分	39歳未満	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
全 体	- 人	- 人	- 人	1 人	2 人	2 人	- 人	5 人
自動車運転手	-	-	-	1	1	2	-	4
その他労務職	-	-	-	-	1	-	-	1

(4) その他給与に関する事項

ア 給料表について

一般職給料表と同じ6級制の給料表による。

イ 特殊勤務手当

特殊勤務手当の支給はなし。

ウ 昇給基準について

毎年1月1日に4号俸(55歳以上の職員にあっては2号俸)を標準として昇給させています。

2. 基本的な考え方

- (1) 技能労務職員の給与関係については、民間事業の従業員との均衡を考慮するとともに、国や北海道及び近隣市町村における同種の職員給与等の動向を注視し、職務の性格や内容に相応しい給与水準となるよう、適正化を図っていきます。
- (2) 技能労務職員の職員数については、業務の見直し、事務事業の民間への移行や業務委託等の推進により、退職者不補充とし、抑制を図っていきます。

3. 具体的な取組内容

- (1) 給料表については、現行の一般職給料表を適用することとしますが、職務の性格や内容に相応しい給与水準となるよう、今後も国等の動きを注視し、職務や能力・実績を反映できる給与制度を構築します。
- (2) 職員手当における特殊勤務手当については、既に全廃しており、今後ともこの取り組みを堅持するとともに、その他の手当についても、国や北海道に準拠し、今後も引き続き適正化を図っていきます。

4. その他

簡素で効率的な行政体制を維持、発展させるため、今後においても「民間にできることは民間で」の考えのもと、市場原理が的確に働く領域にあっては民間に委ね、民間の経営ノウハウを活かした効率的でかつ質の高い公共サービスの推進を図るとともに、「佐呂間町集中改革プラン」及び「佐呂間町定員管理適正化計画」に基づき、計画的な職員数の削減を図っていきます。